

## スポーツ施設利用料（税込）

種 別				金 額				
				午前	午後 1	午後 2	夜間	全日
				9 時 00 分～ 12 時 00 分	12 時 10 分～ 15 時 10 分	15 時 20 分～ 18 時 20 分	18 時 30 分～ 21 時 30 分	9 時 00 分～ 21 時 30 分
大 体 育 室	アマチュ アスポー ツで利用 する場合	入場料を 徴収しな い場合	全面利用	9,000 円	10,800 円	12,200 円	13,800 円	41,000 円
			半面利用	4,500 円	5,400 円	6,100 円	6,900 円	20,500 円
		入場料を 徴収する 場合	全面利用	27,100 円	32,700 円	36,700 円	41,500 円	123,300 円
	その他の 催物で利 用する場 合	興行に利用する場合		90,700 円	109,400 円	122,700 円	138,700 円	411,800 円
		見本市、商品展示会 その他これらに類する ことに利用する場合		36,200 円	43,600 円	48,900 円	55,400 円	164,600 円
		集会、式典その他に 利用する場合		18,100 円	21,700 円	24,400 円	27,700 円	82,200 円
	選手控室 1、2			1,000 円	1,100 円	1,200 円	1,300 円	4,200 円
	役員室			400 円	500 円	600 円	700 円	2,100 円
	小体育室			5,600 円	6,500 円	7,300 円	8,300 円	24,900 円
	武道室 1、2			1,600 円	1,900 円	2,200 円	2,500 円	7,500 円
研修室 1、2			1,600 円	1,600 円	1,700 円	2,100 円	6,300 円	
弓道場	入場料を徴収 しない場合		1 回 4 時間まで 5,000 円					
	入場料を徴収 する場合		1 回 4 時間まで 30,000 円					

1. 土曜日、日曜日及び祝日にスポーツ施設を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額とする。ただし、弓道場は除く。(10 円未満の端数は、切り捨てる)
2. 利用時間の変更がされた場合で、当該変更に係る時間(21 時 30 分から翌日 9 時までの時間に限る)にスポーツ施設を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間 30 分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の算出後の利用料の 30 分当たりの額(10 円未満の端数は、切り捨てる)の 2 割増相当額(10 円未満の端数は、切り捨てる)とする。
3. 各区分内におけるスポーツ施設の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間 30 分につき、当該利用時間の区分の算出後の利用料の 30 分当たりの額(10 円未満の端数は、切り捨てる)とする。

※団体利用において、市内に所在する障がい者団体として健康福祉局から承認を受けた団体が行事等で利用する場合には、施設等の利用料金の 5 割相当額を減額します。事前に減免申請書の提出が必要です。